

記 者 発 表 資 料
令和 6 年 1 1 月 1 5 日
四 国 地 方 整 備 局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
山政建設株式会社	香川県木田郡三木町鹿伏 402-1

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 1 月 1 5 日 から 令和 6 年 1 2 月 1 4 日 まで (1 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

令和 5 年 1 2 月 1 5 日、山政建設(株)が元請として受注した香川河川国道事務所発注の「令和 4-6 年度 大内白鳥 B P 帰来改良外工事」において、一次下請の作業員が現地作業車との接触により負傷する事故が発生した。

その際、同社の監理技術者は、事故の発生を把握していたにもかかわらず同社への報告を行わなかったため、土木工事共通仕様書に定められた受注者からの監督職員(発注者)への連絡が行われなかった。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 4 号及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 4 号に該当する。

指名停止措置要領 別表第 1

措 置 要 件	期 間
(契約違反)	
4 第 2 号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内

問い合わせ先(○主な問い合わせ先)

・指名停止措置について

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303 (直通)
契約課長 山本 隆
○建設専門官 森崎 貴司

・事実概要について

四国地方整備局 香川河川国道事務所
○副所長(道路) 横田 直紀 087-821-1561 (代表)
工務第二課長 阿部 浩之 087-821-1620 (直通)